

ちゃやまちプラザステージ利用規約 ※必ずお読みください

第1条（使用申込）

1. 使用希望日の1年前から申込を受付けます。
2. 電話またはメールでステージの空き状況をご確認ください。希望日に空きがあれば仮予約を受付けます。
3. 仮予約の後、所定のエントリーシート（ [PDF](#) [Excel](#) ）をダウンロードして必要事項を記入し、使用内容の資料があれば添付のうえ提出してください。エントリーシートを提出の時点で本利用規約に同意いただいたものとさせていただきます。
エントリーシートと使用内容を検討し、当社の規定上の問題が無ければエントリーシートに記載のEmailアドレスに当社が本予約成立のメールを発信した時点で本予約成立とします。
4. 本予約の成立後、使用日から1か月以内の予約者都合によるキャンセルは、所定の違約金をいただきます。
【違約金規定】
 - 1 か月前より：施設利用料の10%
 - 2 週間前より：施設利用料の30%
 - 1 週間前より：施設利用料の50%
 - 3 日前から当日：施設利用料の100%（全額）※既に発生した経費（設備・備品・製作物・人件費・手配業者のキャンセル料金等）については、必要に応じて上記違約金とは別に申し受けます。
5. 提出したエントリーシートに記載された【催事内容】は変更できません。

第2条（使用制限）

以下の事項に該当する場合は使用をお断りします。すでに本予約の成立後あるいは使用を開始している場合でも、該当することが判明した場合は使用を中止することがあります。その場合の損害賠償や営業補償には応じません。また、支払済みの施設利用料等一切の代金・費用の返金はせず、未払いの場合は引き続き支払義務を負います（ただし、第6号に該当する場合は第7条第1項に従います）。

また、使用中止の時期に応じて、第1条第4項所定の違約金をいただきます（ただし、第6号に該当する場合は除きます）。

- ① エントリーシートの記載内容に偽りがあった場合。
- ② 本利用規約、使用規定、その他当社（当社の委託先を含む）からの指導や注意に従わない場合。
- ③ 使用の権利を他に譲渡、または転貸した場合。
- ④ 本施設、本施設が所在する建物、これらの付帯設備を破損、または滅失するおそれがあると認められる場合。
- ⑤ 公の秩序、または風紀を乱すおそれがあると認められた場合。
- ⑥ 不測の事故、災害、またはその他の不可抗力により本施設の利用ができなくなった場合。
- ⑦ 消防署、警察署等の関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- ⑧ 他の利用者、本施設が所在する建物の関係者、来館者、または近隣に迷惑を及ぼすと認められる場合。
- ⑨ 使用者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業、もしくは関係者、その他暴力的もしくは不当な要求行為などにより、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体、もしくは個人（以下「反社会的勢力」）に該当することが判明した場合。
- ⑩ 反社会的勢力、反社会的勢力の関係者、または事業内容や目的が明確でない団体や個人が主催、共催、後援もしくは協賛をする行事に利用する場合。またはこれらの団体や個人の利益になると認められた場合。
- ⑪ 射幸心を煽る内容の利用、美容商品や美術品など高額商品の販売
- ⑫ ネットワークビジネス等の勧誘団体の利用
- ⑬ 宗教団体・政治団体による利用
- ⑭ 本施設の管理運営上の支障又は当社の業務上の支障があると認められる場合。
- ⑮ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続の申立て、支払不能、支払停止、その他信用状況の悪化を伺わせる事情が存在する場合。
- ⑯ 当社の事前の承諾なく、危険物・動物（補助犬を除きます）を持ち込んだ場合。
- ⑰ その他当社が使用を制限する必要があると判断した場合。

第3条（事前確認）

1. 使用日の2週間前までを目途に当社担当者と下記の打ち合わせを行ってください。
 - ① 当施設利用の内容、利用スケジュール
 - ② 運営体制、会場レイアウト
 - ③ 音源の種類、セトリリスト（著作権団体への申請が必要な曲は事前に使用者で申請してください）
 - ④ マイクなど設備・備品、電源、控室の使用の有無
 - ⑤ 物販の有無

⑥配信、インターネット回線使用の有無

⑦外部からの備品・機器の持込みの有無

2. 以下の各号のいずれかに該当する物を使用したり持ち込んだりする場合は、必ず事前に当社の承諾を得てください。

①発煙などの特殊効果や水や液体

②飲食物（ケータリングサービスの利用も含む）

③その他本施設を破損・汚損する可能性があるもの

3. 関係諸官庁への届出が必要な場合は使用者が届出を行い、その許可証を提示してください。届出の不備により使用不可となっても、損害賠償や営業補償には応じません。また、支払済みの施設利用料その他の代金・費用の返金はせず、未払いの場合は引き続き支払義務を負います。届出の要不要が不明な場合は、事前に当社担当者にお問い合わせください。

※食品衛生関係 大阪市保健所北部衛生監視 電話 06-6313-9518

※著作権関係 日本音楽著作権協会大阪支部 電話 06-6244-0351

※火気・危険物関係 大阪市北消防署 電話 06-6372-0119

第4条（使用上の注意）

1. 来場者の整理、誘導および盗難、事故防止は使用者が責任をもって行ってください。
2. 当社敷地内における告知ポスター等の掲示、チラシ等の配布については当社の指示に従って行ってください。
3. 搬入出を含む本施設の使用中の、建物、諸設備、器具、または備品等の破損もしくは紛失等の損害については実費を請求します。
4. 本利用規約に違反して発生した人的、物的損害に対する賠償責任は、使用者が負うものとします。
5. 催事や公演に伴う物品の販売については、当社の承認を得ているもののみ可能とし、販売する場所を指定します。
必ず事前に当社担当者と商品内容などの確認をしてください。

第5条（定員）

着席のため椅子を使用する場合は、当社が所有または指定する椅子以外は使用できません。

また椅子は必ず連結固定して使用しなければなりません。その他、以下の各号に従うものとします。

①客席エリア全面を着席で使用する場合（図1）の定員は、原則最大160席とします。

②客席エリアの後方のみ立見にして使用する場合（図2）の立見の定員は、椅子席1席を立見2人として算定します。

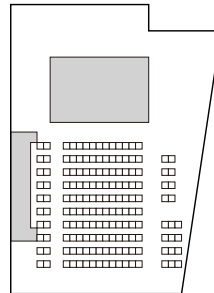
例：椅子席が100席の場合、立見の定員は $(160 - 100) \times 2 = 120$ 人となります。

③客席エリア全面を立見として使用する場合

（図3）の定員は、最大320人とします。

④上記1～3以外での使用を希望する場合は、事前に当社に相談してください。

（図1）



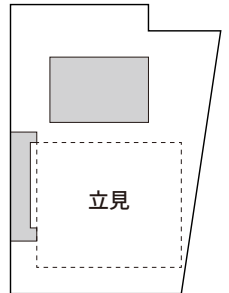
160 席

（図2）



100 席 + 立見 120 人（合計 220 人）

（図3）



立見 320 人

第6条（避難誘導）

緊急時の来場者の避難誘導は、当社（当社の委託先を含む。以下、本条において同じ。）の指示に従い責任をもって行ってください。

当社の指示に従い、必ず所定の避難用通路を確保してください。通路を妨げるものは設置できません。

第7条（不可抗力・免責事項）

1. 不測の事故、天災地変、感染症の発生等に伴う関係諸官庁からの中止命令、その他当社及び使用者のいずれの責にも帰すことができない事由により本施設の利用ができなくなった場合、当社は使用者に対して施設利用料等の請求を行いません（既に発生した実費等を除く）。ただし、これにより使用者または来場者に生じた損害（営業補償、中止に伴う諸費用等を含む）については当社は一切の賠償責任を負いません。
2. 本施設の設備・備品の不具合や故障等により、使用者または来場者の所期の目的が達せられなかった場合であっても、当社は当該施設利用料の請求免除（または減免）を超える損失補償および損害賠償等の責任を一切負いません。
3. 本施設の使用、使用制限又は使用不可に伴い発生した事故・損害の発生（熱中症を含む急病、人身事故、物品の破損・盗難等を含みますが、これらに限られません）について、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。
救急搬送の手配、来場者の安全確保および体調管理等についても使用者の責任において対応するものとします。
なお、当社が責任を負う場合であっても、その責任範囲は当該施設利用料の額を上限とします。